

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度 第1回藤井寺市総合教育会議
開 催 日 時	令和6年1月24日(水) 午後7時00分 ~午後7時45分まで
開 催 場 所	藤井寺市役所 3階 305会議室
出 席 者	<p>(構成員) 藤井寺市長 岡田 一樹 教育委員会 教育長 見浪 陽一 委 員 足立 義幸 委 員 富山 昌克 委 員 原 明子</p> <p>(関係者) 大山教育部長、寺田教育監、中村教育総務課長、岸学校教育課長、 新開文化財保護課長、木村生涯学習課長、八木スポーツ振興課長、國頭図書館長</p> <p>(事務局) 山本政策企画部長、永田政策企画部次長兼政策推進課長、小川政策推進課課長代理、 南口政策推進課副主査</p>
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 市長あいさつ 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育大綱について 4. 閉会
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 第3期藤井寺市教育大綱(案) ・資料2 体系図 ・資料3 教育大綱・総合計画・教育振興基本計画の関係図 ・資料4 第3期藤井寺市教育大綱(素案)に対するパブリックコメント実施結果
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍 聴 者 数	1人
そ の 他 必 要 事 項	

○事務局

ただ今より、令和5年度第1回総合教育会議を開催させていただきます。

この総合教育会議は、設置要綱第6条の規定により、会議を公開することとなっており、本日の傍聴については、1名おられることをご報告申し上げます。

本日の案件につきましては「教育大綱について」となっております。お配りしております資料につきまして、ご確認させていただきたいと思っております。

まずは、本日の会議次第、資料1といたしまして第3期藤井寺市教育大綱（案）、資料2といたしまして体系図、資料3といたしまして教育大綱・総合計画・教育振興基本計画の関係図、資料4といたしまして本日配布いたしました第3期藤井寺市教育大綱（素案）に対するパブリックコメント実施結果、以上でございます。お揃いでしょうか。

それでは、ここからの進行を議長であります市長にお願いいたします。

○市長

皆さま、こんばんは。

教育委員の皆様におかれましては、本当に平素より本市の教育行政の推進、大変お世話になっており感謝申し上げます。

また、誠に忙しい中、総合教育会議にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

12月に新しく就任をいただきました見浪教育長初め、このメンバーで教育総合会議を開催するのは初めてでございます。この総合教育会議は、教育委員会の皆さまと、本市の教育関連の課題や取り組みについて様々な意見交換を行う場であり、会議を通じて十分な意思疎通と連携強化を図ってまいりたいと考えております。

本日の議題に関してですが、本市では令和6年度より第六次藤井寺市総合計画がスタートします。これに合わせて、新たな教育大綱の策定を進めており、今回この大綱について協議をお願いするものでございます。

第六次藤井寺市総合計画では子育てや教育、また生涯学習分野として、子どもたちが輝き、生涯にわたり学び活動するということを施策推進の大きな柱に掲げております。

大綱は、この総合計画の考え方を踏まえて策定を進めてきており、本日はこの大綱案の内容について説明させていただき、協議をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしく申し上げます。

それでは、事務局より、資料に沿って説明をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○事務局

それでは、説明させていただきます。資料1をご覧ください。資料1を基本とし、資料2及び資料3を適宜使用しながら説明いたします。

本市の教育大綱につきましては、平成28年5月に策定し、今回が3回目の改定となります。なお、前回の教育大綱については、令和6年3月をもって計画期間が終了いたします。

本日は、令和6年度からの第3期藤井寺市教育大綱についてご協議いただきたいと思います。なお、先だってお渡した骨子案から、皆さまのご指摘を踏まえて、内部調整を行った結果、修正したものを素案として、パブリックコメントを実施し、その後、本日案としてお渡ししております。

なお、教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に、地方公共団体の長、つまり市長が総合教育会議において協議を行い、教育基本法第17条第1項に記載されている国の教育振興基本計画を参酌して定めるという形になっております。

今回の令和6年度からの教育大綱については、今年度国が新たに見直した、第4期教育振興基本計画や、市において作成した第六次藤井寺市総合計画基本構想などを反映する形で修正し、案として作成しました。

では、内容についてご説明させていただきます。まず、1ページをご覧ください。

1.教育大綱の策定にあたって、については、教育大綱を策定するに至った法的根拠等について記載してい

ます。

2.教育大綱の位置づけについては、先ほどの繰り返しとなりますが、教育基本法第17条第1項に基づき、国が定める教育振興基本計画を参酌し、また、市の最上位計画である総合計画を踏まえて、策定する計画として位置付けています。

ここで、資料2の体系図をご確認ください。大綱に記載している図表と国の第4期教育振興基本計画の内容について簡単にまとめた資料となっております。

まず、市が定める教育大綱と教育振興基本計画については、いずれも別の法律の規定に基づきますが、国の教育振興基本計画を参酌して定めることとされており、それぞれ策定主体は教育大綱については市長、教育振興基本計画は教育委員会とされています。

また、教育大綱については、策定の義務がある一方、教育振興基本計画については、策定は努力義務とされています。なお、教育大綱の策定にあたっては、市長が策定するにあたり、総合教育会議において、協議が必要であるとされておりますことから、今回協議のために、お時間を頂戴しております。

国の第4期教育振興基本計画についても簡単に説明させていただきます。国の教育振興基本計画は、計画期間は令和5年から令和9年の5年間とされております。今回のコンセプトは、大きくは2つで、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」とされています。

持続可能な社会の創り手の育成については、将来予測が困難な時代において、自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持発展させていく人材の育成とそのために必要な主体性、リーダーシップ、想像力などを備えた人材の育成、多様な個人が幸せや生きがいを感じ、地域や社会が豊かさを感じられるように、教育を通じてウェルビーイングの向上を目指すことを目標としています。

特にウェルビーイングは、身体、精神、社会的に良い状態であり、心身ともに満たされた幸せな状態として、物質的豊かさのみならず、生きがいなどの精神的、持続的な幸福感を表す概念として使われています。

それらの目標を達成するための基本的方針として、以下、5つの基本的方針が示されています。

これらは、社会の持続的発展や、地域共生社会の実現、デジタルトランスフォーメーション、連携・協働・対話といった近年の社会的要請を踏まえた内容となっております。

資料1、1ページにお戻りください。

続いて、3.教育大綱の期間についてです。従来、4年間を計画期間として、策定してまいりましたが、市の最上位計画である総合計画の計画期間が8年間とされたことも踏まえ、また、同時に策定している第2次藤井寺市教育振興基本計画の計画期間についても、同じく8年としていることから、教育大綱についても、整合性を図るため、期間を合わせ、8年間とするのが適当であると考えております。なお、国や府の動向を踏まえて、計画期間中であっても、必要に応じて見直しは行うものとします。

資料1の2ページへお進みください。

4.基本理念についてですが、現行の教育大綱において、基本理念は、「つながり 輝き 未来を拓く ころ豊かに学べるまち 藤井寺」としております。今回、第六次総合計画基本構想の将来像が、「人と歴史が活きる未来へ 笑顔と活気に満ちた快適なまち ふじいでら」とされたことを踏まえ、教育の継続の重要性も鑑みて、現行の教育大綱との継続性も意識しながら、新しい第3期教育大綱の基本理念としては、「歴史との絆を感じ 輝きの未来へ向かう 心豊かな学びで人を育むまち 藤井寺」とさせていただきたいと考えています。

以前、お配りした骨子案から、理念と表記を若干修正して体系図を削除しておりますが、藤井寺独自の歴史文化や過去とのつながりを尊重することで、本市の歴史文化の次世代への継承と、郷土に誇りを持つ人材の育成を目指すこと、また、活気ある地域社会を築き、明るい未来を共に創造していくために、主体的に学び、積極的に挑戦する姿勢を育て、自己実現を果たし、地域や社会で輝き、活躍できる存在となるための基礎的な知識、技能やその活用力を育めるように支援します。

さらに市民一人ひとりのウェルビーイング、心の豊かさを向上できるように、生涯学習や自己実現の追求、文化活動を通じて、個々の暮らしの質を高め、心豊かに暮らすまちを築くため、心地よい学びと経験の提供を目指します。

最後に、これらを通じて目まぐるしく変化する現代社会において、生涯にわたる学びを通じて、コミュニケーション能力や判断力などを育むことで、「持続可能な社会の創り手」として、社会で活躍できる人の育成を図ります。

また、子どもたちの個性を伸ばし、多様性を尊重するタイバシティ教育やSDGsへの理解と行動変容が求められるなか、あらゆる世代がともに学び、支えあえるまちづくりを進めることをこの理念に込めております。

つづいて、3ページです。5.基本方針についてですが、基本理念の実現に向け、家庭、地域、保育所、学校園が相互に連携しながら教育行政を進めていく3つの基本方針を示しています。

1.藤井寺独自の歴史文化が薫るまちづくりの推進、2.子供たちが輝き生涯にわたり学び・活動できる環境整備、3.互いの個性や多様性を認め合う豊かな心と健やかな体の育成です。

まず、1つ目については、世界遺産の古市古墳群をはじめ、葛井寺、道明寺、道明寺天満宮などの歴史資産などは、本市の貴重な財産であり、それらの歴史資産に触れる機会を通じ、郷土への愛着心を育み、またそれを未来へ継承する、歴史文化の薫るまちづくりを進めていきます。

次に2つ目は、さまざまな学習機会や活動を通じ、子ども一人ひとりが個性や想像力を伸ばし、予測困難な将来社会を生き抜く「生きる力」を育むことができるまちを目指してまいります。

また、学校や家庭、地域との協力体制を強くし、地域との学校づくりや、子どもたちが個に応じたきめ細かな教育を受けることで、確かな学力、主体的で深い学びに取り組めるよう、教育DXの推進や、教育環境の整備に努めてまいります。

最後に3つ目は、命の尊さや個性、考え方を認め合い、発達段階に応じた計画的に豊かな心や人権意識を育む教育を進めていきます。また、主体的な運動習慣や基礎的な体力を養うことで、心身の健やかな成長につなげてまいりたいと考えております。以上を基本方針としています。

なお、以前の資料に、教育振興計画との連動を表すために記載しておりました基本目標については、編集の都合上、大綱から割愛させていただきました。

教育大綱(案)については、以上となりますが、資料3をご覧ください。

ここでは、新しい第六次藤井寺市総合計画、第2次藤井寺市教育振興基本計画、第3期藤井寺市教育大綱の、それぞれの理念や方針などの関連性について、図示したものといたします。

まず総合計画においては、将来像の下に、「藤井寺独自の歴史文化を活かす」、「良質な住宅都市としてのイメージを形成する」、「未来への投資を通じ成長を支援する」の3つを施策の方向性として位置づけております。

その施策の方向性を受け、分野ごとの個別施策のまとまりを、施策の柱として、5つ設定しています。

1つ目の柱である文化財や市民協働などに関する分野、2つ目の子育て・生涯学習などに関する分野、3つ目の健康・福祉などに関する分野については、矢印でつないでいる教育大綱の基本理念の説明文概要と関連していることを図示しております。

また、教育大綱の基本方針と、教育振興基本計画の基本目標についても、それぞれすべて関連がある内容となっております。

なお、個別的施策については、現在策定中の第六次藤井寺市総合計画基本計画や第2次藤井寺市教育振興基本計画等に基づき、着実に取り組んでいきたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○市長

ありがとうございました。

ただいま、教育大綱(案)について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質問等ありますでしょうか。

○委員

前回、色々のご意見させていただいたが、その時と比べ内容も分かりやすく整理されているなど感じました。

○市長

ありがとうございます。前回のご意見を参考に整理し、まとめてさせていただきました。

○委員

第六次藤井寺市総合計画の基本構想を受け、今回の第3期藤井寺市教育大綱を作られているとのことだが、前回と比べ内容もまとまりスマートになっているため、着実に前に進んでいると思う。

ただ、資料3についてだが、施策の柱の4番目の環境・防災などと、5番目の都市整備などに対し矢印がどこにも伸びていないが、これは教育とは全く無関係ないとしていいものなのか。

教育と関係ないのならば良いが、この辺りの関係性について教えていただきたい。

○事務局

施策の柱については、各政策のまとまりを分野としてまとめたものになります。委員ご指摘の、4つ目の環境・防災と、5つ目の都市環境の件ですが、確かにご指摘のように、環境教育、防災の教育というところを前面に押し出すのであれば、一定教育大綱と連携性が認められるため、矢印がないといけないのではないかと考えております。また、都市整備の部分に関しては、下水道や道路環境の整備の話になってくるため、ここはなかなか関係性を作りづらいのではと考えております。

ただ、確かにSDGsの話が入っておりますので、その辺りが矢印としては防災や、ウェルビーイングの向上、めまぐるしく変化する社会の持続可能な作り手のところに、ダイバーシティ教育とSDGsへの理解といったところが入ってきますので、環境教育といった側面を強調するのであれば、ここへ矢印が入るべきであり、入れておいた方がいいというご指摘で、お間違いないでしょうか。

○委員

そのように思うので、関係性があるとしていたほうがいいのではないのでしょうか。

○事務局

ご指摘ありがとうございます。関係性がないので取り組まないというニュアンスではないが失念しておりました。

○委員

時事的にも能登半島の地震が起き、大きな被害が出ていることも考えると、防災に関して意識が高くなっていくことも考えられるので、そのような表記を検討してもよいのかなと感じました。

○市長

子ども達は様々な取り組みに取り組んでおり、具体的には中学生ではジュニア防災リーダーとして活動していることも考えると、関連性を示す矢印があってもいいのではないかと思います。また、能登半島の地震や、昨年市としてゼロカーボンシティ宣言を掲げSDGsの推進を進めていくため、直接教育に関連するのではなくとも、間接的に関わりが出てくるのかなと思うため、委員のご指摘のとおりかと思いました。

他に何かありますでしょうか。

○事務局

施策の柱の環境・防災などから、教育大綱の基本理念（概要）へ結んでいくのであれば、下から2つ目のウェルビーイングの向上とその下の、めまぐるしく変化する社会において矢印が向いていくと認識しているのですが、同じ考えで間違いないでしょうか。

○市長

委員の皆さま、その認識で問題ないでしょうか。

○委員（一同）

その考えで問題ないです。

○委員

逆に都市整備などから、生きていく基盤として、すべてにおいて都市を整備するという意味合いで、教育大綱の基本理念すべてに矢印が伸びていてもよいかもしれないですね。矢印がない項目があることに違和感があるため、4つ全てに矢印を向けていれば、考えておられるなというイメージが持てると思います。

○市長

ありがとうございます。他に何かあるでしょうか。

○委員

以前ご意見させていただいたが、大綱中にウェルビーイングやグローバル化などについて、分かりやすく注釈を入れていただいたことで、かなり分かりやすくなったと思う。

○市長

ありがとうございます。他に何かあるでしょうか。ないようであれば、次にパブリックコメントで出たご意見について、事務局よりご説明いただきたいと思います。

○事務局

当日配布させていただいた資料4をご確認ください。

1月10日から1月23日までの2週間、教育大綱素案について、パブリックコメントを実施したところ、2名の方から、合計7件のご意見が出されました。ただし、うち2件のご意見は、今回の大綱素案の策定と直接関係のあるご意見ではなかったため、パブリックコメントの意見としては取り扱いませんでした。

まず1つ目、教育総合会議の開催をパブリックコメント前に実施しなかったのはなぜか、という質問に対して、回答案としては、前回の第2期教育大綱の改定時においても今回と同様の運用をしております、とご回答させていただくこととしております。

2つ目、こちらも策定手続きに関してのご意見ですが、前回は大綱の審議の後に、振興基本計画の審議を行っているが、今回逆なのはなぜかという質問に対しては、大綱と教育振興計画は、整合性は当然に必要となりますが、それぞれが国の教育振興基本計画を参酌し策定するものとされており、直接の関係は規定されていないことから、議論の順番についても必ずしも固定されるものではないと判断をいたしまして、最終的に出席者のスケジュール調整の結果として、今回は会議開催順が前回と逆になりましたと、ご回答させていただこうと考えております。

3つ目に、計画期間を4年から8年に延ばした理由は何か、という質問については、第六次総合計画や第2次教育振興基本計画と整合性を図るためには、計画期間をそろえたほうが適当であると判断したため、を回答案としております。

国の教育振興基本計画の計画期間が5年というところで、8年であっても4年であっても5年には揃わないという状況でありますため、この点も踏まえて8年とさせていただいているところです。

4つ目、教育大綱と市の教育振興基本計画の関係性についてですが、教育振興基本計画を教育大綱と読み替えることも出来ると文部科学省の通知があるため、事務効率も考えると、一体的に作成するべきではないか、とのご意見でしたので、次回策定時の参考とするべく、貴重なご意見として承らせていただきたいと考えております。

最後に5つ目、教育大綱の基本方針について、藤井寺独自の歴史文化が薫るまちづくりの推進を筆頭にした理由はなにか、というご質問については、市の最上位計画である新しい第六次藤井寺市総合計画においては、藤井寺市の独自性を意識したまちづくりを実施する場合、単に、健康と福祉のまちづくりをすすめるだけではなく、藤井寺市独自の歴史文化を活用するという観点も、施策展開の方向性として必要であるとの審議会委員のお考えを受け、新しい教育大綱（案）の基本理念及び基本方針においては、その趣旨を踏まえて、現行の記載としております。と回答させていただきたいと考えております。事務局からは以上でございます。

○市長

ありがとうございました。

事務局よりパブリックコメントにていただいたご意見とそれに対する市の回答案について説明いただきました。これについて何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

○委員

5つ目のご意見について、歴史文化が香るまちづくりの推進を上位とする理由が不明でという意見が出るのが非常にもったいないと感じます。市の6割以上に、私たちは古墳というとても長い歴史の財産を持っているにも関わらず、市民の一人ひとりが、とんでもなく素晴らしい市に生まれ育っているという意識付けができていない。

だからこそこういう意見が出てくるのかなと思っており、古墳や世界遺産登録されたこととか、長い歴史のことをもっと知っていただいて、誇りに感じてもらえるような、市民レベル・意識レベルに持っていった方がいいなと本当に思います。

単なる勉強ができるとか、売上げがいいとかそういう問題ではなくて、とても長い時間の中守り抜いてきたものを背負って、私たちは今生きているのだというところを、きちんとちょっと平たくお伝えすればこのような質問が出てこなくなるのではないかと思います。

質問をいただいていることは、非常にありがたいご意見であると感じているのですが、それ以前にもっと皆さんに伝えていきたいなと思いました。

○市長

他に何かありますでしょうか。

○委員

3番のご意見について、教育大綱の期間の改正についてですが、大綱（案）の中に「国及び大阪府の動向並びに社会情勢の変化に応じ、必要な見直しを行う」との記載があるため、回答にもその一文を記載するのはどうでしょうか。

○市長

事務局からは何かご意見はありますでしょうか。

○事務局

委員よりいただいたご意見を参考に修正させていただきます。ありがとうございました。

○市長

全体を通じて他に何かご意見はありますでしょうか。

○委員

基本方針の記載があるページの下部にある「教育DX」について、教育デジタルトランスフォーメーション

の略称であると注釈があるが、英語で言うところのような表現になるのでしょうか。

○委員

トランスフォーメーションを X で表すため、DX と呼ばれているようです。

○委員

ありがとうございます。

○市長

では、最後に教育長より何かありますでしょうか。

○教育長

本日は教育委員会との意見交換の場を設けていただき、ありがとうございます。

先ほどの教育委員会議におきまして、第2次教育振興基本計画につきまして、委員の皆様よりご承認いただきまして、決定をさせていただいたところでございます。

本日説明いただいた大綱（案）と、整合性を図りつつ内容をまとめ本日決定したものと思っております。

教育振興基本計画につきましては、3つの基本目標と14の基本方針という形で構成されており、大綱は3つの基本方針という形になっておりますが、内容や方向性については一致するものと認識しております。

教育大綱に示された基本理念の、心豊かな学びで人を育むまち藤井寺の実現に向けて、教育振興基本計画に基づきしっかりと取り組んで参りたいと思っております。

基本方針について3つお示しいただいておりますが、この中で子どもたちが輝き生涯にわたり学び・活動できる環境整備について少しでも教育振興基本計画の中での記載ぶりについてご紹介させていただきます。

予測困難な将来の社会を生き抜き、生きる力を育むということにつきましては、確かな学力の定着と学びの深化ということで、個別最適な学びと協働的な学びの推進という観点から、学力向上推進支援事業や、小学校専科指導、それから英語教育として、4技能の習得にしっかりと取り組んでいきたい。小学校の専科指導につきましても、教員の配置等をしていただいているところですので市長におかれては、引き続きご支援をお願いできればと思っております。

そして、地域との協働における学校作りということでは、昨年1月から、道明寺南小学校において、コミュニティスクールのモデル校ということで実施しております。今後は検証を行いながら、今後の方向性について検討してまいりたいというふうに思っておりますので、引き続き市長からもご協力をいただければなと思っております。

その他取り組むべき課題というのは、大綱を踏まえ、教育振興基本計画中に様々な記載をしておりますので、市長部局の皆様にもご協力いただければと思っております。

○市長

子どもたちは本当に藤井寺の将来の宝ですので、その辺はこのような場を通じまして、色々情報共有させていただきながらしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

教育大綱（案）に関しましては、先ほどいただいた様々なご指摘を参考に、一部修正を行いこの形でご了承いただくということでよろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○市長

ありがとうございます。これで、しっかりと進めさせていただきます。それでは、進行を事務局へお返し

たします。

○事務局

ありがとうございました。

今後の事務手続きについてご説明いたします。

本日協議いただきました藤井寺市教育大綱（案）については一部修正を行った後決裁手続を行います。教育大綱については、市長が定めるものとなっておりますので、市長の決裁を経て策定させていただきます。その後、必要な手続きをおこない、議会への報告を含めて、市民の皆さまに公表してまいりたいと考えております。

開始としては令和6年4月を予定としております。事務局からは以上でございます。

○市長

それでは以上をもちまして、総合教育会議を終了させていただきます。ご審議いただきありがとうございました。

以上